

河川環境に関する施策の取り組み状況 と課題の分析について

Status on the Progress of River Environment Policy and Analysis on Issues

	主席研究員	舟橋 弥生
企画グループ	グループ長	柏木 才助
水循環・まちづくりグループ	研究員	後藤 勝洋
河川・海岸グループ	研究員	池田 有希
生態系グループ	研究員	太田 昌志
河川・海岸グループ	次長	竹内 秀二

本稿は、平成28年度に実施した河川環境に関する施策の取り組み状況と課題の分析の概要、及びその内容を踏まえて「河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会」によりとりまとめられた提言について報告するものである。

平成9年に河川法が改正され、河川環境の整備と保全が河川法の目的に加えられて以降、国土交通省では、幅広い河川環境施策が推進されてきた。特に、多自然川づくりについては、平成2年の『多自然型川づくり』の推進について」に始まり、平成18年の「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、取り組みが進められてきた。今回、河川法改正20年を迎えるタイミングで上記施策について、多自然川づくりを中心にこれまでの取り組みについて分析・評価を行った。

多自然川づくりについては、過去に課題とされた事項への対応状況の分析・評価、自然環境・利用の変化の分析・評価、多自然川づくりに係る関係者の意見聴取を行った。この結果を踏まえ、平成29年6月に、河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会提言がとりまとめられた。この提言では、今後の対応として、目標の設定、日常的な環境への取り組みの徹底などを進めていくことが重要であるとされた。

キーワード：多自然川づくり、河川環境の分析・評価、多自然川づくり推進委員会、意見聴取

This paper reports the proposal that has been prepared by “Promotion Committee on Nature-oriented River Works - 20 Years after River Law Amendment” based on the policy status, analysis on the issues and the report in FY2016.

In 1997, River Law was amended and after improvement and conservation on river environment was added as one of the purpose, MLIT advanced wide range of river environment policies. Especially, as to “the Nature-oriented river works,” in 1995, it was started as “Promotion of Nature-oriented river works” and then with “Principles on Nature-oriented river works” in 2006, efforts have been made. At this time on the 20 year anniversary on River Law amendment, we analyzed and evaluated above policies and efforts on Nature-oriented river works.

Comments were collected from those involved in nature-oriented river works on the status, analysis, and evaluation on the issues previously raised as well as on the changes in natural environment and use. Based on the results, the Proposal on the Promotion Committee on the Nature-oriented River Works Committee 20 Year Anniversary on the River Law Amendment was prepared. For the future actions, this proposal discussed the importance of goal setting and advancing routine efforts in improving environment.

Keywords: nature-oriented river works, analysis and evaluation of river environment, Promotion Committee on nature-oriented river works, collecting opinions

1. はじめに

平成9年に河川法が改正され、河川環境の整備と保全が河川法の目的に明確化されて以降、国土交通省により、多自然川づくり、かわまちづくり、河川環境教育等の幅広い河川環境施策が推進されてきた。

特に、多自然川づくりについては、平成2年に『多自然型川づくり』の推進について」が通達され、「多自然型川づくり」が始まり、様々な工夫を重ねながら治水機能と環境機能を両立させた取り組みがある一方で、場所ごとの自然環境の特性への考慮を欠いた改修や他の施工区間の工法をまねただけの画一的で安易な川づくりも多々見られたことから、多自然型川づくりの方向性について検討を行うため、平成17年に「多自然型川づくりレビュー委員会」が設立された。委員会では、多自然型川づくりのそれまでの取り組みと課題について整理し、川づくりの目指すべき方向性を明らかにするとともに、その推進のために実施すべき施策について、「多自然川づくりへの展開（これからの川づくりの目指すべき方向性と推進のための施策）」（以下「前回提言」という。）がとりまとめられた。

この前回提言を踏まえ、平成18年に「多自然川づくり基本指針」が通達され、特別なモデル事業であるかのような誤解を与える「多自然型川づくり」から脱却し、普遍的な川づくりの姿としての「多自然川づくり」が展開されることとなった。

今回、河川法改正20年を迎えるタイミングで上記施策について、多自然川づくりを中心にこれまでの取り組みについて分析・評価を行った。

2. 多自然川づくりの分析・評価

2-1 評価手法

施策の評価を行う場合、事前に定量的な目標を定め（例えば、「平成〇年までに〇〇について現状の〇〇%を〇〇%に上昇させる」等）、その達成状況により評価を行う手法が用いられることがあり、例えば、平成27年9月に閣議決定された「第4次社会資本整備重点計画」においては、河川を軸とした多様な生物の生息・生育環境を保全・再生する生態系ネットワーク形成に向けた取り組み（特に重要な水系における湿地の再生の割合）平成26年度 約4.8割 → 平成32年度 約7割などの定量的な目標があるものの、後述するように、河川環境の評価や具体的な目標設定は進んでいない状況であり、今回、河川環境施策に関わる情報を可能な限り収集・整理し、以下の観点から多自然川づくりの現状を分析・評価した。

- (1) 前回提言において課題とされた事項への対応状況の分析・評価
- (2) 自然環境（生物・場など）の変化、利用（利用状況・意識など）の変化の分析・評価
- (3) 多自然川づくりに係る関係者の意見聴取

2-2 前回提言において課題とされていた事項への対応状況の分析・評価

前回提言においては、事例分析や現場担当者、河川工学・生態系の専門家、市民の意見聴取から表-1に示す課題が明らかになっている。これらの事項への対応状況について施策の取り組み、代表事例から、以下のとおり分析・評価を行った。

表-1 前回提言において課題とされた事項

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1)多自然型川づくりに対する関係者の認識 (2)留意すべき事項を設計に活かす技術がない (3)河川環境の評価ができておらず、川づくりの目標が明確になっていない (4)改変に対する環境の応答が十分科学的に解明されていない (5)多自然型川づくりの現場担当者を支援するための仕組みが十分でない (6)多自然型川づくりの評価の仕組みがない (7)多自然型川づくりの実施体制が不十分である (8)多自然型川づくりへの市民参加や関係者の連携が十分に行われていない (9)多自然型川づくりの人材育成 |
|--|

- (1) 多自然型川づくりに対する関係者の認識について

多自然川づくり基本指針等の趣旨が河川砂防技術基準等に位置付けられ、多自然川づくりに対する普遍的な共通認識となるべき事項が明確化され、関係者に周知されている。

一方で、河川砂防技術基準の計画編など、未だ位置付けがされていない基準も存在する。

- (2) 留意すべき事項を設計に活かす技術がないことについて

中小河川に関する河道計画の技術基準が策定され、河道計画の作成にあたっての基本的な考え方及び留意事項が明確化され、関係者に周知されている。また、具体的な事例などを用いたわかりやすい解説書（図-1）がとりまとめられている。

一方、汽水域、都市河川など、基本的な考え方や留意事項がまとめられていない分野も存在する。



図-1 多自然川づくりポイントブック

(3) 河川環境の評価ができておらず、川づくりの目標が明確になっていないことについて

河川水辺の国勢調査で蓄積されたデータが、河川環境情報図の作成、河川計画の策定や設計・維持管理等に活用されるとともに、学術的な研究に関する基礎的情報として活用されている。

一方、河川環境の評価や具体的な目標の設定は進んでいない。

(4) 改変に対する環境の応答が十分科学的に解明されていないことについて

河川生態学術研究会等における研究が進められ、研究成果を取り入れた河川管理が進められてきている。

一方、ハリエンジュ等の樹林管理方法や環境・維持管理面からの河道掘削最適化など未解決の課題も存在する。

(5) 多自然型川づくりの現場担当者を支援するための仕組みが十分でないことについて

全国多自然川づくり会議が継続的に開催され、全国の現場で取り組まれた事例発表を通じ、河川管理者間での情報、経験及び最新の知見の共有化が図られている。また、多自然川づくりアドバイザー制度、多自然川づくりサポートセンターにより、専門家等から適切なアドバイスを受けられる仕組みが整備されている(図-2, 3)。

一方、多自然川づくりアドバイザーは人材に限られており、十分確保されている状況ではない(表-2)。

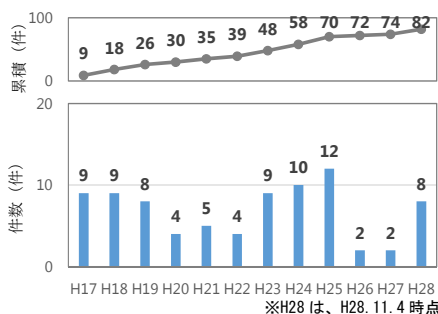
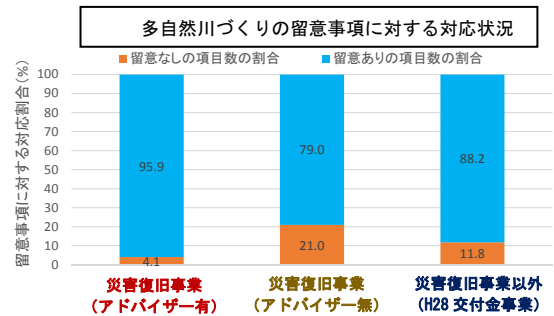


図-2 多自然川づくりアドバイザー派遣実績



※平成28年に実施された都道府県の河川における多自然川づくりの実施状況調査を整理した。平成18年度以降の災害復旧事業(アドバイザー有:11事業、無:37事業)、平成28年度の最大規模の交付金事業47事業について、「多自然川づくり基本指針」の8つの留意事項対応状況を比較している。

図-3 都道府県における多自然川づくりの実施状況

表-2 派遣されたアドバイザー(全9名)

平成24年度～平成28年度(近5カ年)のアドバイザー	
・	国土技術政策総合研究所 河川研究部長 (2名)
・	国土技術政策総合研究所 河川研究室長
・	国土技術政策総合研究所 河川研究室 主任研究官 (2名)
・	土木研究所 自然共生研究センター 上席研究員
・	土木研究所 自然共生研究センター 主任研究員
・	大学教員 (2名)

(6) 多自然型川づくりの評価の仕組みがないことについて

個別の河川においては、計画、設計、施工、維持管理の各事業段階に市民が積極的に参画するなどして、多自然川づくりが進められている事例がある。

一方、河川行政や学識者、市民等、さまざまな視点から現在の河川環境や川づくりの結果を評価し、その結果を共有して川づくりの実施や改善に結びつけていくための仕組みの構築は進んでいない。

(7) 多自然型川づくりの実施体制が不十分であることについて

多くの現場では、各事業段階で河川環境に配慮した取り組み(事前の河川環境情報図確認、設計審査会等での河川環境配慮事項確認、受発注者間の河川環境配慮事項確認等)が進められている(図-4~6)。また、各現場独自の環境検討会、講習会を開催するなどの取り組みが進められているところもある。

一方、取り組みが十分に行われていない現場も存在する。

また、個別の河川においては、事前・事後の生物調査等や順応的管理が行われている事例がある。

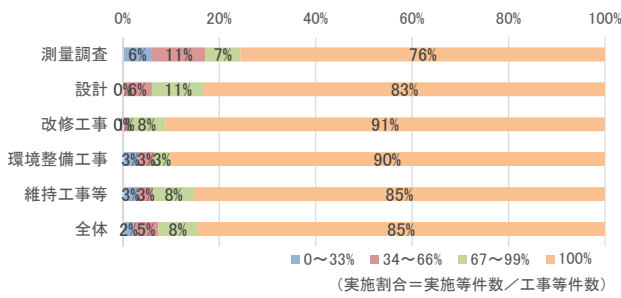


図-4 工事前の河川環境情報図の活用

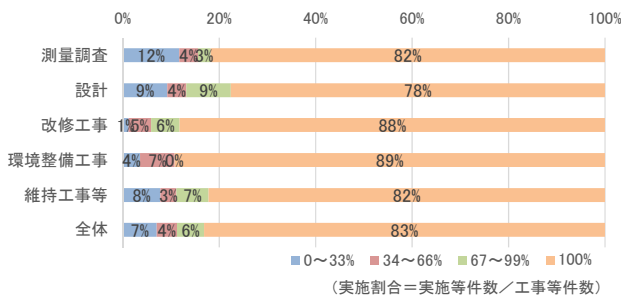


図-5 設計審査会その他設計内容確認の場の開催

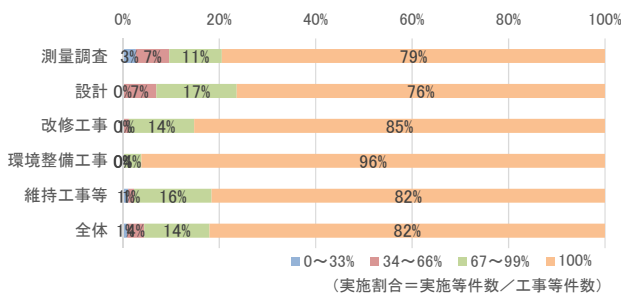


図-6 河川工事等着手前の受発注者間の現地確認

※平成 27 年度に実施された河川事務所等の取り組み状況調査結果を整理した。例えば、図-4 からは、工事段階（改修工事、環境整備工事）では、約 90%の河川事務所、全ての工事において河川環境情報を活用していることがわかる。

(8) 多自然川づくりへの市民参加や関係者の連携が十分に行われていないことについて

河川協力団体制度により、NPO 等と連携した地域の実情に応じた河川環境の保全等が行われている。また、個別の河川においては、計画、設計、施工、維持管理の各段階に市民が積極的に参画するなどして、多自然川づくりが進められている事例がある。

(9) 多自然型川づくりの人材育成について

全国多自然川づくり会議が継続的に開催され、全国の現場で取り組まれた事例発表を通じ、河川管理者間での情報、経験及び最新の知見の共有化が図られている。

一方、建設コンサルタントから、河川の原風景や背景となる地域風土の理解不足、人材の確保・若手への技術継承が十分でない等の意見がある。

(10) まとめ

前回提言を踏まえて進められた取り組みを通じて、全国で多自然川づくりの優良事例が生まれている一方で、多自然川づくりの留意すべき事項等が徹底されていないなど課題が残る事例も存在しており、また、河川環境の評価や具体的な目標設定も進んでいないことが明らかとなった。

2-3 自然環境、利用の変化の分析・評価

多自然川づくりによる河川への作用（インパクト）と生態系の変化（レスポンス）、河川の利用、河川環境に関する意識等のデータを収集・整理し、自然環境（生物・場など）の変化、利用（利用状況・意識など）の変化について、以下のとおり分析・評価を行った。

(1) 生物の生息・生育状況

河川水辺の国勢調査結果を1巡目から4巡目まで（魚類、底生動物は5巡目まで）比較したところ、調査地点の増加や調査精度の向上等による要因も考えられるが、全国の直轄河川における確認種数（括弧内は外来種）の傾向は、以下のとおりであった（図-7）。

- ・魚類：経年的に増加傾向（ほぼ横ばい）
- ・底生動物：経年的に増加傾向（増加傾向）
- ・植物：経年的に増加傾向（増加傾向）
- ・鳥類：経年的に増加傾向（ほぼ横ばい）
- ・両生・爬虫・哺乳類：経年的に増加傾向（ほぼ横ばい）
- ・陸上昆虫類：1~3 巡目までは増加傾向、4 巡目に減少。なお、3 巡目と比べ 4 巡目は調査地区数が減少している。（1~3 巡目まで増加傾向）

指標種として、河川の連続性を示す代表的な回遊魚、河川特有の環境であるヨシ原や砂礫地を生息環境とする代表的な鳥類などの状況を確認したところ、その確認河川数は経年的に漸増もしくは横ばいの傾向を示している。

また、調査地点の増加等による要因を排除するために、確認個体数を同一調査地区で評価したところ、カジカ（中卵型）のように増加の傾向が認められる場合もあった（図-8）。

しかし、これらの分析からは、多自然川づくりの実施による河川生態系への影響、効果などを把握するまでには至らなかった。

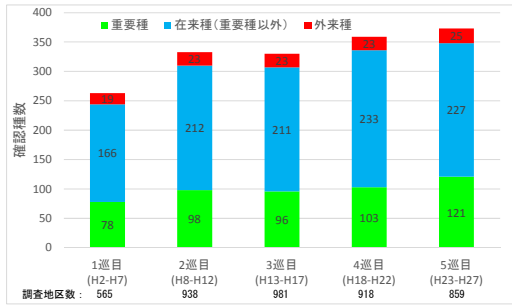


図-7 直轄河川における確認種数（魚類の例）

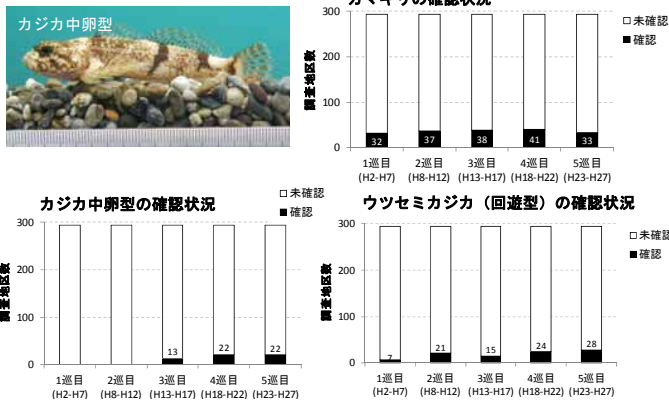


図-8 指標種の確認地区数（魚類の例）

(2) 生物の生息場

生物の生息場の環境については、河川水辺の国勢調査における河川環境基図やモニタリング調査等を活用し、近年大規模に改修を行った河川として円山川の事例を整理した。

- ・平成 13 年と平成 24 年を比較したところ、低・中茎草地や水際の樹林、外来植物等が減少。
- ・平成 16 年から平成 21 年までの湿地面積を比較したところ、経年的に湿地面積が増加傾向。
- ・水際部における生物の生息場が増加傾向が見られる場合もあった。

(3) 樹林化の状況

全国の直轄管理河川における植物群落の面積割合の中で、河川水辺の国勢調査の 1 巡目では約 17%であった木本群落の面積が、最新の 5 巡目では約 28%まで増加している（図-9）。

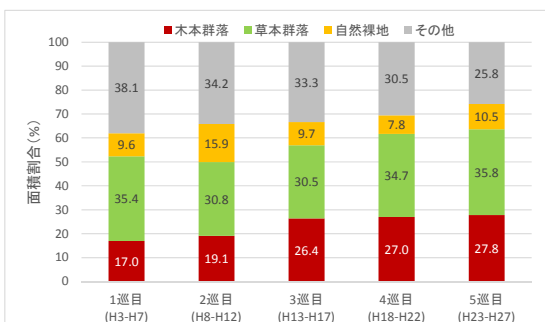


図-9 直轄管理河川における植物群落の面積割合

(4) 魚類の遡上可能距離

魚道の整備や改良等に伴い、直轄管理河川本川の魚類の遡上可能距離は経年的に増加しており、平成 26 年度時点で直轄区間本川延長の約 87%となっている（図-10）。

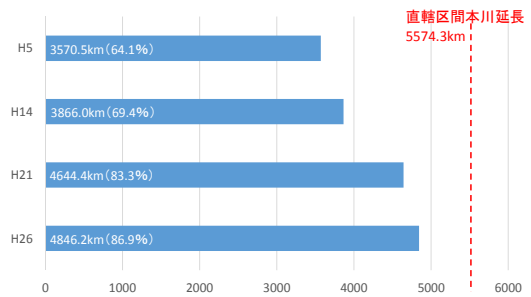


図-10 直轄区間本川における遡上可能距離の変化

(5) 水質

河川の水質については、経年的に改善傾向となっており、一級河川の環境基準の達成率は約 9 割に達している。湖沼については、環境基準の達成率を河川と比較すると低い状況ではあるが、経年的に水質改善が進んでいる（図-11）。

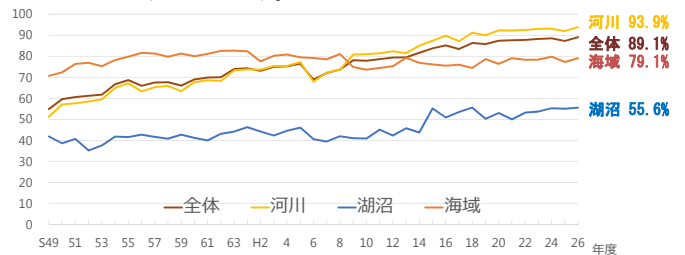


図-11 環境基準の達成率の推移(公共用水域全体)

(6) 河川の利用

河川水辺の国勢調査（河川空間利用実態調査）結果を比較したところ、直轄管理河川の河川利用者数は、過去最大であった平成 15 年度の延べ約 1.9 億人から最新の平成 26 年度では延べ約 1.75 億人と減少傾向になっている（図-12）。また、利用形態については、近年、散策やスポーツ利用の割合が増加傾向となり、釣りや水遊びは減少傾向となっている（図-13）。

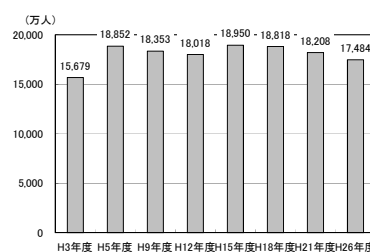


図-12 利用者数

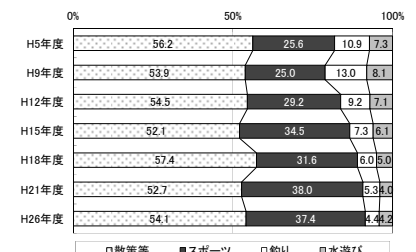


図-13 利用状況

(7) 河川環境に関する意識

人々が、川にどのような意識を持ち、何を望んでいるか確認するとともに、過去の世論調査（平成8年度「河川に関する世論調査」等）結果と比較して、川に対する意識を把握するため、以下のとおりウェブアンケートを行った。なお、現在の人口統計を踏まえた地方・年代別の回答比率となるように設定した。

・ウェブアンケート

回答者数：2000名

期間：平成28年12月27日～29年1月5日

「思い浮かべる理想の川」については、「緑豊かな風景」の川のイメージが8割を占めており、緑が重要な要素であることがわかった（図-14）。

また、「川や河川敷でしてみたいこと」については、平成8年度調査、今回調査とも「散策」が最も多く、平成8年度調査と比べて今回調査では、「散策」「水辺のレストランでの飲食」の回答が増加しており、利用要望の変化が伺われた（図-15）。「川に求める役割」については、平成8年度調査、今回調査とも「自然が存在する場」が最も多く、平成8年度と比べて今回調査では、「自然が存在する場」「良好な景観を持つまちの顔」の回答が増加しており、河川に求める内容の多様化が伺われた（図-16）。

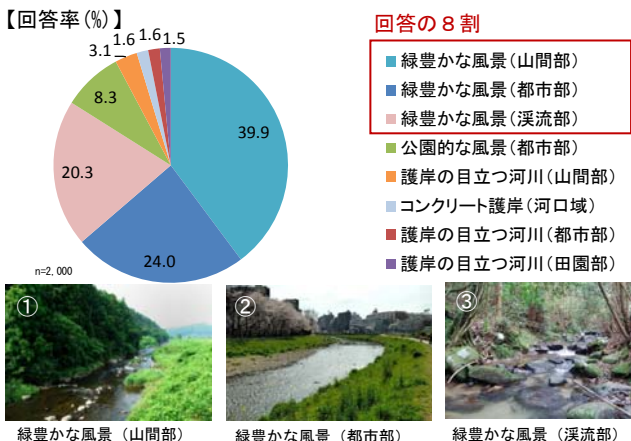


図-14 理想の川のイメージ

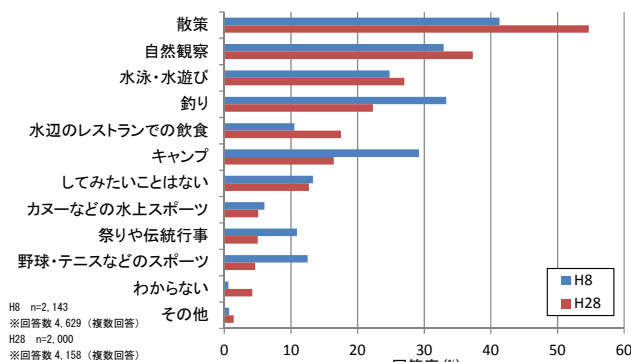


図-15 川や河川敷でしてみたいこと

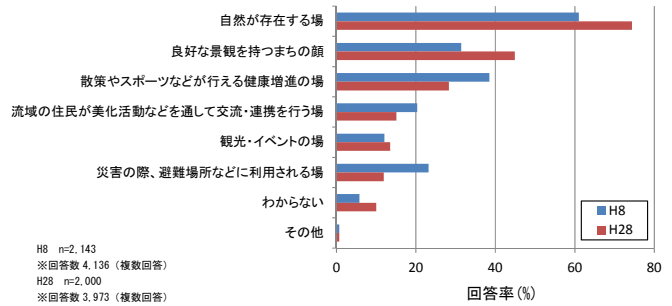


図-16 川に求める役割

2-4 多自然川づくりに係る関係者からの意見聴取

多自然川づくりに係る関係者として、建設コンサルタント、市民団体等、自然保護活動団体等から以下のとおり意見聴取を行った。

・建設コンサルタント

回答社数：18社

期間：平成29年1月23日～2月8日

意見聴取項目：全般

・市民団体等

回答者数：50名

期間：平成29年2月2日～2月28日

意見聴取項目：連携の進捗、市民への浸透等

・自然保護活動団体等

回答者数：22名

期間：平成29年2月28日～3月12日

意見聴取項目：河川環境の状況、期待すること

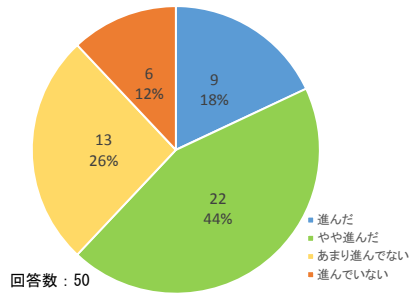
(1) 建設コンサルタント

持続性、目標、効果、技術的な向上、維持管理、事例・データ、市民連携、流域、認知度に係る幅広い意見をいただいた。

(2) 市民団体等

「多自然川づくりに関する市民と行政との連携は進んだと思われるか」との質問については、「進んだ」、「やや進んだ」と回答した団体等が約6割となった（図-17）。「多自然川づくりの概念は市民へ浸透していると思われるか」との質問については、「浸透している」「やや浸透している」と回答した団体等が約3割となった（図-18）。

また、人材育成・機会創出、普及啓発・意識醸成、制度に係る幅広い意見をいただいた。

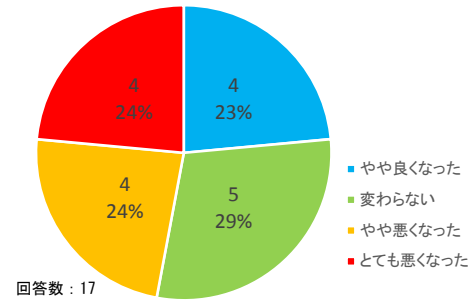


市民と行政との連携が進んだ理由

- 河川協力団体が制度化された。
- 地道にワークショップなどが続いている。
- ワークショップで、行政と市民が一緒になって楽しんでプレゼンしている姿が見られる。
- 市民主導で川づくりが進められている。
- 市民団体も意欲的に勉強と経験を積み重ね、知識、情報などを蓄積している。
- 多自然川づくりがすべての河川管理の基本として位置づけられたことも後押し。

市民と行政との連携が進んでいない理由

- 両者が対話できる場が少ない(特に地方自治体)。
- 行政担当者が環境の意識が弱い。理解のある行政担当者が異動になると進まなくなる。
- 市民に啓発する仕組みがない。
- 河川協力団体制度により、除草などの維持管理面の連携は進んだが、水辺改修などの川づくり面までは連携できていない。
- 協働が活発になったのは、河川整備計画策定までであった。



“やや良くなった”を選んだ理由

- 多自然川づくりのゴールは遠いもの、地方において着実に進んでいる。
- 自然観察・環境教育が行いやすい場所が増えるなど、生態系サービスのバランスの回復に寄与する成果がある。

“変わらない”を選んだ理由

- 多自然川づくりが場所的・施策的にポイントで行われており、その効果を河川環境全般から感じることができない。
- 上流域に比べて下流域は治水上の制約があるため、水辺に親しめるような川づくりがされていない。
- 行政は漁業権以外の生物への配慮が無く、「危険だから近づくな」だけでは理解者は増えない。

“やや悪くなった”を選んだ理由

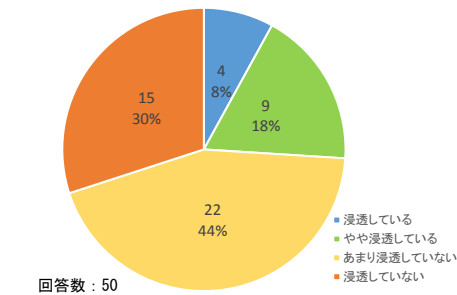
- 工事範囲で生物調査が行われていない。多自然川づくりの調査結果を公表して評価してほしい。
- 多自然川づくりの成功例に出会ったことがない。魚類の生息場を提供する穴あきブロック等もともに機能しているのは稀。
- 行政の担当者間の共通理解が不足していると、川づくりが進まない。

“とても悪くなった”を選んだ理由

- 単調な川づくり、川と水辺環境が画一的に取り除かれ川と陸が分けられているなど課題が見られる。
- 現場の基礎的な知識が十分でないまま、多自然川づくりが行われている。

図-1 9 問「最近の河川環境はどのようになったと思われるか」への回答

図-1 7 問「多自然川づくりに関する市民と行政との連携は進んだと思われるか」への回答



多自然川づくりの概念が市民に浸透している理由

- 良い河川整備が行われた場所は、地域住民の憩いの場として利用され、また、地域住民との協働による維持管理(除草作業)が行われている。
- ワークショップを繰り返し改修案を作成した。行政との意見交換が設計に反映されている。

多自然川づくりの概念が市民に浸透していない理由

- 行政用語としての範囲にとどまっている。行政担当者は川づくりの工法しか説明しない。
- マスコミ等で「多自然川づくり」という言葉が紹介されることはほとんどなく、市民権を得ていない。
- 川に接する機会がイベント時のみに限定され、川づくりの意義などを知る機会が日常的にない。
- 昔に比べて、川と市民の暮らしが疎遠。水質の悪い時代に育った人が子育て世代なので、川そのものに関心がない。

図-1 8 問「多自然川づくりの概念は市民へ浸透していると思われるか」への回答

(3) 自然保護活動団体等

「最近の河川環境はどのようになったと思われるか」との質問については、「やや良くなった」「変わらない」「やや悪くなった」「とても悪くなった」と回答した団体等がそれぞれ同程度であった(図-1 9)。

また、技術・制度、流域管理、意識啓発、住民連携、環境教育に係る幅広い意見をいただいた。

3. 多自然川づくりについての学識者による対応方針のとりまとめ

「2. 多自然川づくりの分析・評価」の結果について整理し、「河川法改正 20 年 多自然川づくり推進委員会」(図-2 0、表-3)において委員から、学術的視点から意見をいただいた。これらの分析・評価結果を踏まえ、提言(案)がとりまとめられ、この案についての意見募集を経て、平成 29 年 6 月に、提言「持続性ある実践的多自然川づくりに向けて」がとりまとめられた(図-2 1, 2 2)。

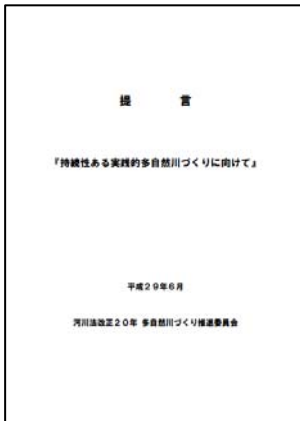
・提言(案)についての意見募集

回答者数 : 39 名
期間 : 平成 29 年 5 月 11 日～5 月 24 日

提言においては、多自然川づくりの現状における課題として、「①目標設定」「②技術と取り組み過程」「③人材育成・普及啓発」「④持続可能な多自然川づくり」「⑤日本の河川環境の将来像」があるとされ、これらへの対応として「①目標の設定」「②技術の向上・一連の取り組み過程の徹底」「③人材の育成・普及啓発」「④日常的な環境への取り組みの徹底」「⑤持続可能な川づくりのための地域連携の強化」「⑥変化を踏まえた将来の河川像の検討」「⑦国際社会への貢献」を進めていくことが重要であるとされた。



写真－1 河川法改正 20 年多自然川づくり推進委員会



【目次】

1. はじめに
 2. 多自然川づくりの現状
 - (1) 前回提言への対応状況
 - (2) 河川環境のマクロ評価
 3. 多自然川づくりの課題
 - (1) 目標の設定
 - (2) 技術と取り組み過程
 - (3) 人材の育成・普及啓発
 - (4) 持続可能な多自然川づくり
 - (5) 日本の河川環境の将来像
 4. 対応方針
 - (1) 目標の設定
 - (2) 技術の向上・一連の取り組み過程の徹底
 - (3) 人材の育成・普及啓発
 - (4) 日常的な環境への取り組みの徹底
 - (5) 持続可能な川づくりのための地域連携の強化
 - (6) 変化を踏まえた将来の河川像の検討
 - (7) 国際社会への貢献
- 別紙 河川環境に関する施策等の変遷

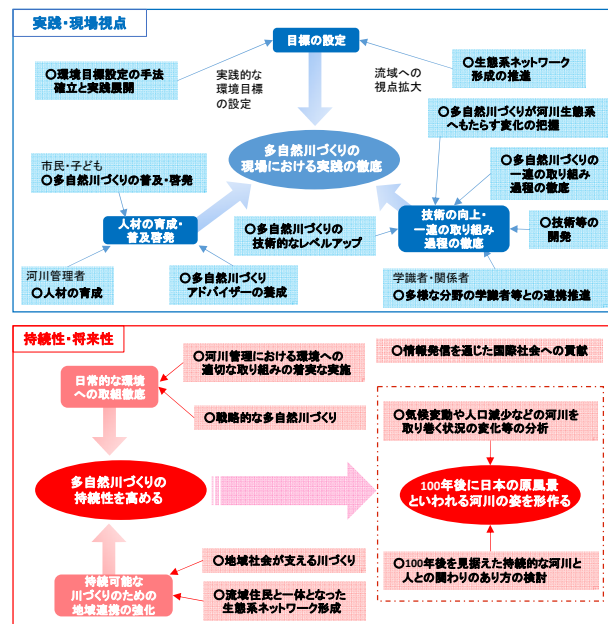
図－20 委員会提言

URL: http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tashizen/pdf/01honbun.pdf (国土交通省 HP)

河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会 提言
「持続性ある実践的多自然川づくりに向けて」

平成18年の多自然川づくり基本指針により、多自然川づくりは普遍的な川づくりであるとして全国に展開され、様々な取り組みがこの10年で拡大してきたが、その一方で、整理すべき課題も多く存在。いかに現場で多自然川づくりを進め、定着させていくのかを、常に「現場視点」で考え、河川環境の整備と保全が現場で徹底されるようにすることが重要。あわせて、自然環境には不確実性があるため、得られた結果を貴重な知見・経験として次の取り組みに活かしていくことが重要であり、そのための課題解決に向けて順応的に挑戦し続けるべき。

日常的な河川管理の中で、まずは自然の営力を活用した効率的な管理を第一に考え、これのみによることができない場合に、様々な工夫を凝らした河川環境の整備と保全を徹底していくことが重要。加えて、将来へ向けた持続性を高めるために、地域社会との関わりを深め、更には、気候変動などの河川の環境を取り巻く将来的な変化も見据えつつ、日本の原風景である美しい川を引き継いでいくための、川と人との持続的な関わりの方について検討を続けるべき。



図－21 提言の概要

表－3 委員名簿、会議開催状況

【委員名簿】

氏名	所属	専門分野
池内 幸司	東京大学 大学院 工学系研究科 社会基盤学専攻 教授	河川工学
高村 典子	国立研究開発法人 国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター フェロー	生態
谷田 一三	大阪市立自然史博物館 館長	生態
辻本 哲郎	名古屋大学 名誉教授	河川工学
中村 太士	北海道大学 農学研究院 基盤研究部門 森林科学分野 教授	生態
百武 ひろ子	県立広島大学 大学院 経営管理研究科 教授	まちづくり
◎ 山岸 哲	(公財) 山階鳥類研究所 名誉所長	生態

※敬称略；五十音順

※◎：委員長

【会議開催】

- 第1回 平成28年12月 8日
- 第2回 平成29年 2月22日
- 第3回 平成29年 3月22日
- 第4回 平成29年 5月10日
- 第5回 平成29年 6月12日

4. かわまちづくり、河川環境教育等の評価

かわまちづくり、河川環境教育について、平成19年度の政策レビュー「河川環境の整備・保全の取組み—河川法改正後の取組みの検証と今後の在り方—(平成20年3月)」であげられた課題への対応状況、河川協力団体制度についてアンケート調査結果をもとにこれまでの取り組みについて分析・評価を行った。

5. おわりに

今回、多自然川づくりを中心に、これまでの取り組みについての分析・評価を行った。この結果も参考に、河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会において議論が行われ、目標の設定等5つの課題があるとされ、これらへの対応として「①目標の設定」「②技術の向上・一連の取り組み過程の徹底」「③人材の育成・普及啓発」「④日常的な環境への取り組みの徹底」「⑤持続可能な川づくりのための地域連携の強化」「⑥変化を踏まえた将来の河川像の検討」「⑦国際社会への貢献」が重要とされた。今後もこれらへの対応のための取り組みについて適宜分析・評価を行いつつ、施策を推進することが望まれる。

<参考文献>

- 1) 河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会: 会議関係資料 (2016, 2017)
- 2) 河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会: 提言「持続性ある実践的多自然川づくりに向けて」(2017)